

社会福祉法人青森県社会福祉協議会善意銀行事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会青森県善意銀行規程に基づく青森県善意銀行（以下「善意銀行」という。）の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(預託)

第2条 預託の分類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 金銭預託（所得税法及び法人税法上の優遇措置あり。）
- (2) 物品預託（但し、中古品を除く。）
- (3) 招待預託
- (4) 技術預託
- (5) 食品預託

2 前項5号については、別紙の取扱による。

(預託申込書及び同意書)

第3条 預託者は、預託申込書（様式第1号）により預託を申し込む。

2 食品預託に係る預託者は、食品預託に関する同意書（様式第2号）を作成し、提出する。

(払出)

第4条 預託者は、払出先に希望がある場合、預託申込書（様式第1号）に払出先の希望を記載する。

ただし、青森県内の福祉向上に寄与するため、払出先は原則として青森県内の施設・団体等とする。

2 預託者からの払出先希望がない場合には、善意銀行において払出先の調整及び決定を行う。

(善意銀行の調整業務)

第5条 善意銀行は、預託申込書（様式第1号）の内容及び預託者の意を受け、預託を受理し、各種調整を行い、払出を行う。

2 善意銀行は、預託者から申し出があった場合、次の各号により感謝の意を示す。

- (1) 感謝状（様式第3号）
- (2) 受領書（様式第4号）
- (3) 贈呈式
- (4) その他

附則

この要領は、平成20年12月25日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年3月8日から施行する。

別紙 [食品預託の取扱]

1 取扱食品

主食（米、パン、麺類等）、副食物、嗜好品（茶、珈琲、菓子、飲料「酒・タバコ類を除く。」）、調味料、インスタント食品、生鮮食料品、防災備蓄品など

2 受納基準

預託食品は、次に掲げるものを除き受付する。

- (1) 賞味期限を経過しているもの及び賞味期限の残日数が少なく、賞味期限内の消費が困難なもの
- (2) 品質保証ができないもの
- (3) 廃棄物として一旦公に処理されたもの
- (4) 品質のばらつきが過度であり、その判別が困難なもの
- (5) 食に適した衛生管理がなされていないもの
- (6) その他払出困難なものとして会長が判断したもの

3 同意書の提出

食品預託の申込にあっては、安全確保対策及び事故発生等による措置として、事前に食品預託に関する同意書（様式第2号）を県社協に提出するものとする。